

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和7年6月6日	33,000円	足立区南花畑在住者	令和7年2月5日午前10時頃、区立公園の樹木の根が、隣接する相手方宅の污水排水管の内部に侵入したことにより、排水管を詰まらせる損害を与えた。